平泉世界遺産ガイダンスセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年３月24日

岩手県知事　達　増　拓　也

岩手県規則第15号

平泉世界遺産ガイダンスセンター条例施行規則の一部を改正する規則

平泉世界遺産ガイダンスセンター条例施行規則（令和３年岩手県規則第69号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（休館日） 第２条　［略］ ２　センターの所長（以下「所長」という。）は、必要があると認めるときは、前項の休館日以外の日において臨時に休館し、又は同項の休館日において臨時に開館することができる。	（休館日） 第２条　［略］ ２　条例第２条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、前項の休館日以外の日において臨時に休館し、又は同項の休館日において臨時に開館することができる。
（開館時間） 第３条　［略］ ２　所長は、必要があると認めるときは、前項の開館時間及び入館時間を臨時に変更することができる。	（開館時間） 第３条　［略］ ２　指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の開館時間及び入館時間を臨時に変更することができる。
	（入館の許可） 第４条　条例第４条第１項の規定による許可を受けようとする者は、指定管理者が定めるところにより申請しなければならない。 ２　指定管理者は、条例第４条第１項の規定による許可をしたときは、指定管理者が別に定める入館券を交付するものとする。
（撮影等の許可） 第４条　条例第４条第１項の規定による許可を受けようとする者は、別に定める様式による資料撮影等許可申請書又は別に定める様式による資料貸出許可申請書を所長に提出しなければならない。 ２　所長は、条例第４条第１項の規定による許可をしたときは、別に定める様式による資料撮影等許可書又は別に定める様式による資料貸出許可書を交付するものとする。 ３　資料の貸出期間は、30日以内とする。ただし、所長が特に必要と認めるときは、その期間を延長することができる。 ４　資料の貸出しを受けた者が、当該資料を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに、別に定める様式による資料汚損（損傷、亡失）報告書を所長に提出し、その指示を受けなければならない。	（撮影等の許可） 第５条　条例第５条第１項の規定による許可を受けようとする者は、別に定める様式による資料撮影等許可申請書又は別に定める様式による資料貸出許可申請書を知事に提出しなければならない。 ２　知事は、条例第５条第１項の規定による許可をしたときは、別に定める様式による資料撮影等許可書又は別に定める様式による資料貸出許可書を交付するものとする。 ３　資料の貸出期間は、30日以内とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、その期間を延長することができる。 ４　資料の貸出しを受けた者が、当該資料を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに、別に定める様式による資料汚損（損傷、亡失）報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。
（物品の販売等の許可） 第５条　条例第４条第２項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けようとする者は、別に定める様式によるセン	（物品の販売等の許可） 第６条　条例第５条第２項の規定による許可を受けようとする者は、指定管理者が定めるところにより申請しなければなら

ター内行為許可申請書を所長に提出しなければならない。	ない。
第６条　次に掲げる事項は、許可の条件とする。	第７条　次に掲げる事項は、条例第５条第２項の規定による許可の条件とする。
（１）　［略］	（１）　［略］
（２）　条例第４条第２項各号に掲げる行為を終了したとき、又は条例第６条第１項の規定に基づき許可を取り消されたときは、所長の指示に従って、速やかに後片付けその他の整理整頓をすること。	（２）　条例第５条第２項各号に掲げる行為を終了したとき、又は条例第７条第２項において読み替えて準用する同条第１項の規定に基づき許可を取り消されたときは、指定管理者の指示に従って、速やかに後片付けその他の整理整頓をすること。
（３）　［略］	（３）　［略］
（４）　その他センターの維持管理のためにする所長の指示に従うこと。	（４）　その他センターの維持管理のためにする指定管理者の指示に従うこと。
	（条例第９条の規則で定める者） 第８条　条例第９条第２号の規則で定める者は、次のとおりとする。 （１）　知事が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者（知的障害者又は知的障害児につき、その保護者が療育手帳の交付を受けているときは、当該知的障害者又は知的障害児）及びその介護を行う者 （２）　条例第９条第２号の身体障害者手帳の交付を受けている者（15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者）若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は前号の療育手帳の交付を受けている者（知的障害者又は知的障害児につき、その保護者が療育手帳の交付を受けているときは、当該知的障害者又は知的障害児）と同等以上の障害があると指定管理者が認める者及びこれらの介護を行う者 （３）　条例第９条第２号の身体障害者手帳の交付を受けている者（15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者）又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の介護を行う者
（汚損等の届出） 第７条　施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失した者（第４条第４項の規定の適用を受ける者を除く。）は、速やかに所長に届け出てその指示を受けなければならない。	（汚損等の届出） 第９条　施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失した者（第５条第４項の規定の適用を受ける者を除く。）は、速やかに指定管理者に届け出てその指示を受けなければならない。
備考　改正部分は、下線の部分である。	

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。